

# 日本IT書紀

108 粘り勝ち

06 揺籃篇  
卷之十五 氣噴

佃 均



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。

第百八

粘り勝ち

一

日本レミントン・ユニバックの大攻勢とIBM社の特許クロスライセンス契約の申し出があつたとき、国産電子計算機メーカーはようやく実用に耐える機械を作ることができるとなつた段階だつた。だが、「シエア」と呼べるほど多くのユーザーがいたわけではなかつた。震え上がつたといつていい。

基本特許契約とライセンスのロイヤリティ料率は平松パーゲンシユトック会談でとりあえず決着していたが、それですべてが解決したわけではなかつた。

毎年秋の台風、蒙古の襲来のようなもので、IBM社はアメリカ政府を動員して再び攻め上つてくるであろう。しからば予定戦場を想定し、水城を掘り、石塁を築き、兵力を蓄えねばならない。

事務計算用プログラムを記述する言語「COBOL」はアメリカのCODASYLによって標準化され、そこにI

BM社が深くかかわっていることは広く知られていた。というより、そもそもCOBOLの原型となつた「コマシヤル・トランスレーター」は、IBM650用に開発された簡易言語「SOAP」がベースだつた。

技術計算用の「FORTRAN」もまた、IBM社によつて開発されてきた。プログラミング言語そのものは表現の手段である以上、占有権を主張することはないにしても、計算機の制御用プログラム群（当時はOSの概念がなかつた）については必ずや権利を行使してくるに違ひなかつた。こうしたことから、まず基本プログラム群が焦眉の的となることが予想された。

のちに日本電気の社長となる小林宏治が

「ソフトウェアの重要性に気がついたので、一九六一年に欧米を視察したときだつた」と回想している。

また計算機の心臓とも頭脳ともいえる演算素子、メモリーも予定戦場になるはずだつた。テキサス・インスツルメンツ社ばかりでなく、モトローラ社、フェアチャイルド社などが虎視眈々と日本市場への参入を狙つていた。

トランジスタの発展形であるIC、さらに将来、より集積度を高めた半導体回路で日本のメーカーはアメリカのメーカーと戦わなければならない。

国産メーカー八社が声を上げた。六一年一月二十八日に日本電子工業振興協会（電子協）の名でまとめた「電子計算機の輸入抑制に関する陳情書」がそれである。

電子計算機の輸入申請をいっそう厳密な審査によつて抑制し、国産機の使用を推奨しよう、政府に求めたのだ。

これは蒙古の船が攻め上つてくる港の口を狭めるねらいがあった。港への入り口を狭め、入りにくくした上で水際の防御ラインを固め、内部の土地をより豊かにするのである。

三月十三日には機械工業自由化対策会議の電子工業部会が、

「電子機器の自由化品目について再検討の要あり」

とする報告書をまとめ、電子協の主張を認めた。

まず国の機関や地方公共機関、国公立の大学・研究所などが国産の電子計算機を優先的に採用する。併せて民間における外国製計算機の輸入は、

——国産機でカバーできない業務への適用に限定。

という条件をつける。さすれば国産機の採用が増え、国産メーカーは計算機の量産や次期モデルの開発に必要な技術と資金をこれまで以上に得ることができるとであろう。

十二月十一日には通産省の産業構造審議会が、

「企業の技術開発や外国技術の導入に関する国の役割」

など七項目の検討事項をまとめた。

ここで初めて「レンタル制度」という言葉が出た。

企業が国産の計算機を導入する場合、国の金融措置をもつてレンタル制度を運用する。ユーザーは安心して国産機を導入でき、メーカーは資金負担を大幅に軽減できる。さかのぼれば一九五五年、東大の山下英男を委員長に発足した電子計算機調査委員会が、「国策的なレンタル代行機関を」と提言した本当の意味が、通産省や国産メーカーによりやく理解できた。

IBM社に対抗するには、計算機の価格体系にレンタル制度を導入しなければならない。だが、仮に計算機の代金を五十か月で回収するとすると、国産メーカーは膨大な資金を調達する必要がある。

通産省は六〇年の八月、第二次電子工業振興五か年計画を策定していた。その計画では、

——計数型計算機の生産額目標は一九六五年度に二百二十五億円。

となっていた。

レンタル制度に移行するには、その四倍から五倍の資金が必要ということになる。一企業で容易に対応できる金額ではない。

これに合わせ、国産メーカーと通産省の若手が集まって、様々な調査研究が行われた。最大のテーマは、IBM社が

レンタルの資金をどのように確保しているかだった。

調査の結果、IBM社のバックにはモルガン財閥やプルデンシャル生命保険などが存在していることが判明した。年間の金利は二・六二五%から三・七五%、融資期間は最長百年というケースもあった。

そこで通産省は、政府と民間の折半出資で国策のレンタル代行会社を設立し、メーカーの財政負担を軽減しようと考えた。受注した電子計算機について、代行会社がメーカーから買取るのである。

その資金は日本開発銀行からの融資でまかなう。ユーザーから毎月レンタル料を徴収するのだから、国費を投入するとはいえ実質的には貸付けに等しい。

レンタル代行会社について平松は、「六一年度に資本金二十億円でスタートし、三年後に四十億円に増資する」という詳細な数字まで固めていた。

## 二

当時を振り返って平松が言う。

「まずは隗より始めよ、というので通産省の製表課長にIBMの機械を国産機に変えてくれるよう頼み込んだ。か

なり強引だった」

と苦笑したあと、

「まあとにかく、一介の課長補佐にこういう仕事を任せただから、局長は腹が据わっていた」

もちろんそれはそうであろうけれど、通産省には電子計算機のことを十分に理解している官僚がいなかった。工業用水道のとくと同じく、平松は「その道」の専門家になつた。それと電子計算機のウエイトは現今と比べようもないほど小さかった。

このとき平松守彦という課長補佐が出世のみを考えていたら、のちの電子計算機国産化計画も情報化推進策も生まなかつたか、別のかたちになつていたはずである。

ともあれ政策化するための理論は構築できた。大義名分もあるし、法律上の不備・不足はない。なぜならそのために新しい法律を作るのだ。

だが、予算折衝の段階で大蔵省が首をひねつた。再現すると、以下のような問答があった。

**大蔵省** いったい、通産省は国産電子計算機がどれほど売

れると見込んでいるのか。

**通産省** 六一年度から五年間の累計総額は五百億円を超えるであろう。

大蔵省 それは非常にけっこうだが、市中金融機関からの

融資などでまかなえないのか。

通産省 市中金融機関は電算機に担保性を認めていない。

ゆえに国策として実施しなければならぬ。

大蔵省 基本的に開銀融資は不動産には適用できるが、計

算機は動産である。開銀融資の対象にはならない。

民間で十分対応できる話ではないか。

——何としても国のレンタル制度を。

その思いで平松は食い下がった。

「開銀融資が適用できないことぐらい分かっている。だからこそ法律を作る」

すると大蔵省はいった。

「だから法律は作らないほうがいい」

平松が怪訝な表情になったのを見て相手は言葉を継いだ。

「新たに法律を作れば、時間で見直しが入る。あれこれを国会で審議していると時間もかかるし、制約も大きい」

「それはそうだが……」

「こういう技術革新が激しい分野では、国策会社は作らないほうがいい。なぜなら肩書きばかりが重い一丁あがりの古役人の天下り先になってしまふ。おまけに窓際の官吏の吹き溜まりになって、いい結果が出ない」

「じゃ、どうしろというのか」

平松が憮然としてみると、その大蔵官僚は言った。

「おまえが開銀を説得させたなら、あとはおれに任せろ。おれが民間方式に道を開いてやる」

このとき平松の相手をした大蔵官僚の中に、理財局の資金課長補佐だった丸山英人がいる。

上司の上司は主計官の相澤英之で、のちに大蔵省事務次

官に登りつめ、やがて自由民主党所属の衆議院議員となる。だが一九六〇年の時点で相沢はそのような将来を見通してはいなかったし、ましてこの話柄から十年後に再び平松と

縁を持つとは考えてもいなかった。

その相澤を丸山が説得した。

丸山はのち、総務課長に転じた相澤のあとを受けて主計官となった。

丸山と平松は、その足で富士通研究所の尾見半左右を訪ね、設備投資でなくても資金を借りることができる、という理屈を成立させることに成功した。

開銀はその理屈——ほとんど屁理屈に近い——に根負けして「分かりました」と返事をした。

開銀の立場では、大蔵省の主計官が了解し、資金課と通産省の電子工業課の二人の課長補佐に熱弁をふるわれては、承知せざるを得なかったというのが、おそらく正しい。粘

り勝ちだった。これが、通産省の政策推進で開銀資金を活用する「特別会計」のウエイトが増加するきっかけとなった。

国産メーカーとの協議を経て、一か月のレンタル料はメーカーの売価を四十四で除した金額とし、五・一七年の定額償却を行うこと、レンタル・バックがあつた場合はメーカーが残存簿価で引き取る——などで合意が成立した。

なぜ定額償却期間が五年に設定されたかという点、五年というのが国の長期事業の目安だったためである。国産メーカー六社の共同出資を得て「日本電子計算機株式会社」（J E C C）が資本金十億五千万円で発足したのは、前述のように六一年八月のことだった。

### 三

J E C Cの取り扱い金額は、六一年度が十一億円、六二年度が三十二億円、六三年度が五十九億円と急増し、六四年度には百十七億円と百億円の大台を超え、六五年度には二百八億円に達した。これにより、第二次電子工業振興五か年計画の目標数値が達成されたことが裏付けられた。

これに対して六五年度の開銀融資総額は百七億円、資本金は七十一億円であり、同社は不足分を他の市中銀行の融

資でまかなわざるを得なかった。

大蔵省は国策レンタル会社構想を諦めさせた代わりに、税制上の優遇措置を承認した。電子計算機に重要物産免税制度を適用するというのだ。

今後の国内産業の発展や技術の進歩にきわめて重要と考えられる国産の製品について、一定期間、法人税を減免するという制度で、例えば一九五〇年代にはナイロンが指定されている。有効期間は五年。

「日本の電子計算機は重電、通信、家電のメーカーが作っている。あれもこれもやる、その中の一つとして計算機がある。しかし計算機は開発コストがかかるし、海のものとも山のものとも分らない。金もかかるし、人材も投入しなければならぬ。いつ、計算機はやめた、と言い出すか分からない。その意味で、重要物産免税が適用されたことは大きな意味があつた」

のちに平松はこう語っている。

この話には後日談がある。

平松が発足したばかりの産業公害課へ転出した一九六四年、電子工業課の課長補佐だった小林久雄（のち太陽光発電研究組合専務理事）はJ E C Cレンタル制度の拡充、それと一対をなす「電子計算機下取損失準備金」制度に取り組んだ。

J E C C レンタル制度の拡充とは、日本開発銀行の融資枠を広げることだった。地方公共団体や教育機関、金融機関、放送局、計算センターなどが積極的に J E C C レンタル制度を利用するようになったために、メーカーから計算機を買い上げる資金が不足するようになっていた。四十四か月先にならないと資金が回収できないわけだから、不足して当然だった。

——市中銀行から調達できないか。

大蔵省は苦虫を噛み潰したように言った。

もう一つの「電子計算機下取損失準備金」というのは、次のような内容だった。

レンタルというのはユーザーが随時解約できるのである。仮にレンタル制度を適用した計算機がユーザーから返却されたとき、メーカーはその時点の残存簿価でレンタル会社からマシンを買い取らなければならない。

ところがその残存簿価にはメーカーにとって資産価値のない見込み利益が含まれている。レンタル簿価は将来の利益を含みの上で計算されているから、メーカーは将来の利益まで買い取らなければならない。

——損失が出る。本来であれば利益に計上されるはずが損失になるのはいかなるものか。

そこでレンタル・バックを受けるメーカーに対して、一

定年限について発生する損失金に相当する額を「準備金」として積立てることを認め、それに優遇税制を適用しようというのだった。このときも大蔵省はいい顔をしなかった。財政当局としては実入りが減るのは好ましくない。

——そのことによってメーカーは安心して新機種の開発に取り組むことができる。さらに電子計算機の利用が広がる。日本の全産業が発展する。結果として税収が増える。

まるで「風が吹くと桶屋が儲かる」式の理屈だった。

平松以来、電子工業課の課員は粘り腰という新しい技を習得しようだった。

「分かった」

大蔵省が言った。ただし、準備金制度をスタートさせるのは六八年度。

条件付きながら、電子計算機のレンタル制度に関する二つの案件が成立した。

そのことを課長・戸谷深造（平松の後任）に報告したのは田中達雄である。当時、電子機器班長。

「戸谷課長は報告を聞くと、グリコだ、と感想を述べました。何のことか、最初は分からなかった。あとでポンツとひらめきました。グリコのパッケージに陸上競技の選手がゴールする姿が描かれている。あ、バンザイのことか」

~~~~~ 補注 ~~~~~

CODASYL コダシル…アメリカ連邦政府の情報システムに使用する標準プログラミング言語を策定する委員会。国防総省とコンピュータメーカー、ユーザーの代表で構成されCOBOLが策定された。

COBOL Common Business Oriented Language・CODASYLで仕様(文法)が標準化されたのをきっかけに事務処理システム向け言語として普及した。

丸山英人 まるやま・ひでと…のち大蔵省主計官となった。一九六五年の秋、富山県砺波商工会議所の会頭・岩川毅が首相・佐藤栄作に提出した「北陸新幹線」構想に着目し、「東海道新幹線に万が一のことが起きた場合の迂回路として、経済上のリスク回避という意味での効果が大きい」と判断し推進しようとした。これに對して地元利益誘導を図る政治家たちが「東北新幹線」「山陽新幹線」など目論んだために、丸山構想は遂に実現しなかった。

相澤英之 あいざわ・ひでゆき／1919〜2019。大分県に生まれ一九四二年東京帝国大学法学部を出て大蔵省に入った。直後に陸軍に応召し主計少尉、四五年八月復職し主計局長、七三年事務次官を経て退官し衆院議員となった。一九九〇年海部内閣で経済企画庁長官、九四年自民党総務局長、二〇〇一年党金融問題調査会会長などを歴任し二〇〇三年デフレ対策特命委員長となった。

戸谷深造 とたに・しんぞう／1922〜1990。

第十一「知らざる事実」参照



# 日本IT書紀 108 粘り勝ち

著 者：佃 均

発行者：（特非）オープンソースソフトウェア協会

<http://www.ossaj.org/>

[info@ossaj.org](mailto:info@ossaj.org)

発行日：2023年4月10日

本作品は2004年-2005年ナレイ出版局より刊行された「日本 IT書紀」全5分冊を底本とし、原著者が一部改定を加えたものを複数の電子書籍に再構成して CC-BY-NC-ND ライセンスにより公開します。



© 2004 TSUKUDA Hitoshi (Licensed under CC BY NC ND 4.0)

本作品はCC-BY-NC-NDライセンスによって許諾されています。ライセンスの詳細な内容は <https://creativecommons.org/licenses/by-nc-nd/4.0/deed.ja> でご確認ください。